# 平成 27 年 5 月 定例教育委員会 議事録

**日 時** 平成 27 年 5 月 26 日 (火) 開会 17 時 02 分

閉会 18 時 04 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員 福島 知克 教育委員長

小野 和枝 教育委員(委員長職務代理者)

議事録署名委員 明石 光伸 教育委員

教 育 庁 豊永 健司 教育次長

重岡 秀徳 教育総務課長

篠田 誠 学校教育課長

本田 明彦 生涯学習課長

溝部 敏郎 スポーツ健康課長

大鳥 悦子 学校教育課参事

猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長

赤峰 三代子 生涯学習課参事

三木 武夫 スポーツ健康課参事

中山 啓 別府商業高等学校事務長

平岡 美佐子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事

加藤 ひろみ 教育総務課課長補佐兼教育企画係長

志賀 貴代美 教育総務課主幹兼指導主事

大嶋 健司 教育総務課主任

傍聴人 1名

# 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について

- 第2 平成27年度一般会計補正予算案(第1号)について【議第42号】
- 第3 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【議第43号】
- 第4 別府市社会教育関係団体の認定について【議第44号】
- 第5 別府市教育委員会議事録の公表について【議第45号】

#### 報告事項 (1) 寄附受納について【報告第7号】

- (2) 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について 【報告第8号】
- (3) 一時帰国子女及び外国人の幼・小・中学校体験入学(園) 実施要綱の一部改正について【報告第9号】

# その他 (1) 6月定例教育委員会の開催日程について

# 議事録

#### ◎ 開 会

福島委員長 平成27年5月の定例教育委員会を開催いたします。

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**福島委員長** 議事日程第 1、議事録署名委員の指名について、今回は明石光伸委員にお願いします。

# ◎ 平成27年度一般会計補正予算案(第1号)について

**福島委員長** 議事日程第2、平成27年度一般会計補正予算案(第1号) (議第42号) についてお願いします。

**教育総務課長** 議第 42 号 平成 27 年度一般会計補正予算案(第1号)は、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により議決を求めるものでご ざいます。

2ページをご覧ください。これは、山の手中学校と浜脇中学校の統合計画に伴い、西小学校校地の測量を行うもので、学校管理費7,500千円でございます。当初予算で挙げておりましたけれども、統一地方選挙があったために、6月補正予算になったものでございます。以上でございます。

福島委員長 委員の皆さん、何かこの件に関してご質問がありましたらお願いします。

明石委員 (測量費用だけで) こんなにするものですか。

福島委員長 私もそう思いました。

明石委員 750 千円ならわかるけど。

**小野委員** そうですね。750 千円なら。

福島委員長 誰かがちゃんと査定をしているんでしょうね。

**教育総務課長** この額の取扱いにつきましては、道路河川課と相談しながらどの程度かか るか出しております。

**明石委員** きちんと聞いた方がいいんじゃないですか。この額が相場なら相場ですという返事がないと。

**教育総務課長** 予算を挙げる前に、道路河川課や関係する設計事務所に、いくらくらいかかるか一般的な経費というものを聞いて挙げておりますので、私どもの感覚で挙げているものではありません。設計事務所に問い合わせをして、西小学校の校地でということで見積額を聞いております。

明石委員 自分で土地を買う時、きちんと測量しなおして買うけど、こんな額じゃないですよ。広さによって違うでしょうけど、何平方メートルあるんですか。

福島委員長 広さは3千坪くらいでしょう。

教育総務課長 今回は、西小学校に加えて、西幼稚園の敷地も含めた分になります。

福島委員長 (土地の)境界ははっきりしているんですか。

**教育総務課長** それも含めて、境界は大まかにわかっているんですけど、それをきちんと 測って、境界線を確定する作業もあります。

福島委員長 隣地境界をきちんと測って、写真も撮って。

教育総務課長 はい。

**髙橋委員** 中に市道が走ってますよね。

教育総務課長 そうですね。

**髙橋委員** そこも含めて(測量費として挙がっているわけ)ですね。

**福島委員長** 750 千円ならいいんですけど、7,500 千円となると、仮に聞かれても、説明できるように準備しておかないといけないですけど。

**教育総務課長** 今回は見積等の資料を用意しておりませんけれども、道路河川課や関係事務所等と協議しながら、実際の広さでどれくらいかかるかという見積を基にしております。

**福島委員長** では、議事日程第2について、原案どおり議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第42号は議決いたしました。

# ◎ 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

福島委員長 議事日程第3、別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱(議第43号)につい

てお願いします。

スポーツ健康課長 それでは、3ページをお願いします。議第 43 号 別府市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により議決を求めるものでございます。

4ページをお願いします。3月定例教育委員会で、表の網掛けをしている方について議決をいただきましたが、4月以降に新体制となりました4つの団体から推薦者が挙がってまいりました。まず、別府市中学校体育連盟から朝日中学校長であります薬師寺徳之会長、そして別府市議会から国実久夫議員と市原隆生議員、そして別府市 PTA 連合会から仲前典子母親部長の4人でございます。4人の委員とも役職指定でございますが、別府市男女共同参画推進条例で、女性の候補として別府市 PTA 連合会から女性代表を推薦していただいております。なお、市議会からも女性の推薦者をお願いたしたいと思いましたが、今回当選したのが全員男性でしたので、こういう形になっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

福島委員長 委員の皆さん、何かありましたらお願いします。

**福島委員長** よろしいですか。では、議事日程第3、別府市スポーツ推進審議会委員の 委嘱についてはこのとおり議決いたしますが、よろしいでしょうか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第43号は議決いたしました。

#### ◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

**福島委員長** 議事日程第4、別府市社会教育関係団体の認定(議第44号) についてお願いします。

生涯学習課長 議第 44 号 別府市社会教育関係団体の認定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。 8ページをご覧ください。 1 番から 60 番までの一覧表がございますけれども、昨年の 5 月に平成 26・27 年度認定の社会教育団体が 60 団体認定されております。網掛けの 14 番でございますが、会員数の減少により活動ができなくなったということで解散の届出が出ておりますので、現在 59 団体が社会教育団体として認定されております。このたび、3 団体から新たに社会教育団体の認定を申請が出ております。本日は、この申請につきまして、9ページにあります別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱第 4 条の規定に基づいて、可否の審査をしていただくものでございます。 7ページに戻っていただきまして、新規認定申請団体は、BIS クラブ(別府発明研究会)、それから華道家元 池坊別府支部、別府市認証保育園連絡会の以上 3 団体でございます。それぞれの団体の活動内容、活動目的、概要については表のとおりでございます。去る 5 月 12 日 (火)に社会教

育委員の会議が開催されましたが、別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱の規定に基づきまして社会教育委員から意見聴取を行っております。3団体いずれも社会教育団体の認定について異論はありませんでしたが、BIS クラブにつきましては会員数が9人となっていることに対し、10人未満をどう取り扱うのかといった質問がございました。おおむね 10人ということで申請を受理したとお答えしたところ、今後認定された場合は、会員数の増加に努めて組織を強化してもらいたいというご意見をいただきました。また、別府市認証保育園連絡会につきましては、活動が会員だけでなく保護者の方も参加できるような機会を作ってほしいといっただきますと、認定期間は今年の6月1日から来年5月31日までの1年間ということになります。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

福島委員長 委員の皆さん、何かご質問がありましたらお願いします。

高橋委員 別府市認証保育園連絡会ですけれども、構成7園というのは、どういう保育園が加盟されていらっしゃいますか。

**生涯学習課長** やまびこ保育園、あい保育園、リトルメイト、くすのき保育園、いつくし みの聖母児童館、あいむ保育園、大分県厚生連事業所内保育施設ひよこ保 育園の7園でございます。

福島委員長 認証保育園とはどういうものですか。

**生涯学習課長** 認可保育園と認可外保育園というのがありまして、認可外保育園の中の一つが認証保育園です。

福島委員長 その保育園の連絡協議会を作ると。

生涯学習課長 はい。

高橋委員 一つ一つの保育園自体の園児数は非常に少ないんですか。

**生涯学習課長** 申し訳ありません。園児数までは把握しかねます。

**明 石 委 員** 全体でどのくらい認証保育園があって、(加盟しているのは)何パーセントですか。というのは、たくさんあるうちの7園だけだったら、何かあるのかなと思うじゃないですか。こういうのは、やっぱりほとんど(の保育園)が入るのならわかりますけど。

**髙 橋 委 員** 今うかがった限りでは、全ての保育園は入っていないようですね。

**明石委員** 連絡会というのは、加盟数が全体の1割2割もないのはどうかと思います。 やっぱり半分以上入っているような団体でないと。 **生涯学習課長** 申し訳ありません。手元に資料がございません。

福島委員長 では、宿題です。

福島委員長 BIS クラブの BIS とはどういう意味ですか。

生涯学習課長 Beppu Invension Study で、別府発明研究を英訳した略称でございます。

明石委員 これは、全国組織みたいなものがあるんですか。例えば大分市とかにも。

**生涯学習課長** 少年少女発明クラブというのは全国組織があります。

福島委員長 委員のみなさん、よろしいですか。

明石委員 BIS クラブについては、(別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱では)10人と書いてあるんだから、あと1人何とかしてから申請してくださいと頼んだ方がすんなりいきますよ。やっぱり決められたことはちゃんとしておかないと、じゃあ8人はいいのか、7人はいいのかとなってしまいますよ。おおむね10人じゃないかということになりますから。だから、教育委員会として、あと1人増えないような団体では悪いんじゃないでしょうか。

**生涯学習課長** 別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱第4条で「おおむね 10 人以上」としていますところを、明確に「10 人以上」で切るよう、要綱の一部改正を考えたいと思います。

**福島委員長** 「おおむね」がついていますからね。では、宿題が一つ付きましたけれど も、議事日程第4については、議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第44号は議決いたしました。

#### ◎ 別府市教育委員会議事録の公表について

**福島委員長** 議事日程第5、別府市教育委員会議事録の公表(議第45号) につきましてお願いいたします。

**教育総務課長** 議第 45 号 別府市教育委員会議事録の公表については、別府教育委員会 事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。 12 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 9 項でございますが、「教育長は、教育委員会の会議終了後、遅滞 なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これ

を公表するよう努めなければならない。」とあります。その下の別府市教

育委員会会議規則第 11 条に、議事録について内容を定めているところで ございます。11ページに戻っていただいて、議事録の公表にあたりまして 次のような形で公表してはどうかと考えております。なお、内容につきま しては、大分県内の市町村、それから他県では別府市と同じような規模の 市町村など、全部で30以上の市町村の議事録を調べて整理しております。 まず1 議事録は、次回の定例教育委員会開催までに署名委員が内容を確 認した上で署名し、その2週間以内に公表する。公表する議事録は、署名 欄を省略した PDF データとする。2 発言者について、教育長及び委員は 姓を明記し、事務局職員は役職名で表記する。3 発言の改変は最小限度 にする。口調は基本そのまま(ですます口調)とするが、標準語にできる だけ近づける。4 専門用語など、わかりにくい言葉は括弧をつけて意味 を書く。ただし、会議内の発言を基にする。5 繰り返しの発言は、読む 人がわかりやすくなるようまとめて表現する。6 用語は基本的に正式名 称で統一する。7 意味が同じ言葉は、改変しても問題無ければ統一する。 例として、「パパ」「父ちゃん」「父親」などです。8 会議内の「あれ」 「何とか」などの発言で、意味がわかるものは、括弧で置き換える。9 会 議の流れに関係ない雑談的な発言や、個人情報等は削除する。10 議会報 告は、原本は議員ごとに改行する。公表する議事録では、議員からの質問 に対応して回答した旨の概要のみとする。11 非公開で決議された内容は、 「以下非公開」とし、議決結果のみ書く。(公表する議事録のみ。原本は 上記のとおり。) 12 議事録の末尾に以下の注釈を記載する。「・発言の 内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の 上、作成しています。」以上でございます。

福島委員長 委員の皆さん、何かご質問がありましたらお願いします。

**髙橋委員** 今提示していただくということは、今まではどうやって(議事録を作成して) いたのですか。

**教育総務課長** 今までは委員の皆様に確認するということではなく、事務局で発言について議事録を作成しまして、教育長決裁でその都度判断しておりました。今回、法律が変わって教育委員会制度も変わったことを踏まえまして、委員の皆様のご意見をおうかがいしたいというところでございます。

福島委員長 教育委員会議事録の公表はいつから始めるんですか。

**教育総務課長** 今日議決をいただければ、4月定例教育委員会の分からスタートすることになりますので、4月定例教育委員会の議事録につきましては 11 ページに沿った形で整理しております。

**福島委員長** 公表でしょう。4月分はいいですよね。5月分も出るとして、いつ消えるんですか、4月分は。1年たったら消えるんですか、PDF 形式で出しているから。

**教育総務課長** それについては、特段記載されておりませんので、今のところは1年くら いと考えております。 福島委員長 そうですね。そこは明確にしておかないと。

明石委員議事録は何年保存ですか。

教育総務課長 永年保存です。

福島委員長 書類としては永年でいいんですけどね、当然だから。

髙橋委員 (問題は)公表するときですね。

福島委員長 公表するとき、要するにインターネットで出るでしょう。

教育総務課長 はい。

福島委員長 出たときに、PDF データだから、(消さないと)数年前のデータが出たままになりますし。

教育総務課長 1年程度かと。

**福島委員長** 1年程度にしておかないと。追加で書いておいた方がいいんじゃないです かね、概ねと付け加えてもいいし。

**教育総務課長** その項を付け加えて対応いたします。

福島委員長 ほかに何かありますか。

明石委員 議事録署名委員はどうなりますか。

**教育総務課長** 公表用に仕上げたものを見ていただいて、署名をいただきます。

明石委員 文書は文書で保存するんですね。

教育総務課長 はい。

福島委員長 文書を PDF 形式でデータ化して、インターネットで公開すると。こういう 提案がありました、OK になりましたというのが普通の議事録なんです。これは否決されました、これは議決されました、支持されましたというのが。

**明石委員** 普通は、理事会とかの議事録で公開するのは、項目があって、それに対する結論だけが今言われたような形で出ます。いろんな話し合いの中身は出ないですよ。

福島委員長 こうやって話し合っているところは出ないです。

明石委員 それも公表するんですか。

- **教育総務課長** 今現在の他の市町村を見ますと、ご指摘いただいたように議事結果のみですとか概要のみというところもあるんですけれども、今回教育委員会制度が変わりまして、公表のあり方について一般的な解釈を見ると、文部科学省にも確認した結果、今回ご提案申しあげた形が望ましいということで回答をいただきましたので、それにしたがっております。
- **福島委員長** 聞けばそういうふうに答えると思いますけど、法律で最小限度をクリアするということになると、こういう提案で議決された、否決されただけでもいいんじゃないかと思うんですけど。
- 明石委員 提案どおり議決されたということですよね。
- **福島委員長** そうです。インターネットで公表する場合には、本当にこれを見たかった らどうぞ見てくださいということで、公表されているんですから。
- **教育総務課長** 今回、教育委員会制度が変わりまして、他の市町村の教育委員会議事録の 公開の仕方について整理いたしまして、説明会等や大分県教育委員会に問 い合わせる中で、方向性としてはご提案させていただいている形が望まし いという返答でした。
- **福島委員長** 望ましいのはいいんですよ。だけど、法律で最小限度をクリアするには、 提案されたことに対しては決議されました、否決されました、宿題になり ました、ペンディング(保留)になりましたとかでいいんじゃないかと思 うんですけど。問い合わせすると絶対そういう答えが返ってきます。一回、 大分県教育委員会に聞いてみませんか。
- **教育次長** 教育委員会制度の変更の中でいろんなところを見ると、透明性ということもかなり書かれている状況であります。ということは、やはり話された内容についても、一言一句全部公表するということではないですが、やり取りというのも公表して、透明性が求められるのではないかなという思いがあります。
- **福島委員長** であれば、我々はよくこうやって口語調で言い合ってますけど、こういう 形で出るとなると少し恥ずかしいんですよね。だから、明石委員がああ言 った、私はこう言ったというふうにまとまるような文章の方が、私は(い いと思います)。
- 明石委員 相当きちんとまとめてもらわないと、ですます口調でそのまま出されると、すごく誤解を招くことが起こりますね。
- **教育総務課長** 今までの議事録につきましても、こういう形で示してございませんが、まとめにあたってはご指摘いただいたように、削除した方がよかろうとか、あるいは会議の主旨に沿っていない協議については除いたりして、これまでもチェック段階で整理しておりますので、そのあたりは引き続き整理するとともに、見ていただいた上で公表いたします。

福島委員長 最初の原稿は、みんなで見てみたいですね。

**明石委員** 相当チェックしないといけないですね。今度は不特定多数の人が見るから、(内容の)理解度が全然違うので。

**福島委員長** その部分だけ見られて、悪く取られるといけないですからね。全体を見れば(何を言いたいのか)わかるんですけど。

教育総務課長 公表する前に一度見ていただいて、署名をいただいてから出します。

**髙橋委員** 署名は2回必要になるということですか。

教育総務課長 いえ、1回です。

**髙橋委員** 公表するものに関して、これでいいですよという署名でいいわけですね。

教育総務課長 はい。

**髙橋委員** そこが大変ですね。

明石委員 そうすると、(署名委員)一人だけじゃ悪いですね、(委員)全員で見ないと。自分で言ったことに責任を持たないといけないですからね。文章の流れからいったら、こういう意味じゃないんだけどなというのが出てくるから。一番大事だと思うのは、教育委員会では自由に活発に答弁をして、直接的ではないけど間接的に関係のある話までできるというのが、いい教育委員会の雰囲気だと思うんですよ。

**教育総務課長** そのあたりは、事務局でも一度整理させていただいて、ご指摘いただきましたように、委員の皆様に1回確認していただいた上で出すという手順で進めたいと思います。

**明 石 委 員** 4月分もですね。

**教育総務課長** 4月分も作成しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

福島委員長 ほかの教育委員会はどうなんですか。

**教育総務課長** 文部科学省の方針で同じような説明がされておりますので、多分同じよう な流れになると思います。

福島委員長 多分、ほかの教育委員会はこんな感じで話していないと思いますね。

**髙橋委員** 喋っている言葉を文字に表すと、どうしても明石委員がおっしゃっていただいたように、本来の意味とは違う表現になってしまう可能性があるのが心配ですね。そのあたりは、やっぱり考えながらやっていかないと。

明石委員 言葉は生きていますからね、ニュアンスがあるんですよ。

**教育総務課長** 十分、各委員の皆様のご意見を踏まえながら進めたいと思います。

**福島委員長** では、議事日程第5については、公表期間は概ね1年程度という項目を付け加えていただいて、議決ということでよろしいですか。

## ※全会一致で議決

福島委員長 議第45号は議決いたしました。

#### ◎ 報告事項(1)

**福島委員長** 次は、報告事項(1) 平成27年教育委員会報告第7号 寄付受納について、お願いします。

教育総務課長 報告第7号 寄付受納について、報告いたします。

それでは、14 ページをお願いします。寄附受納でございますが、ご覧いただいておりますように、今回は全部で23件寄附をいただいております。ほとんどが卒業記念品としてということでございますので、卒業記念品以外のものについて説明いたしたいと思います。まず、一覧表3番のレスキューベンチ外でございますが、これは五洋建設株式会社様が海岸の埋め立て工事をされて、その際に使用していらなくなったものということで、まだ新品でございますが、学校に寄附したいということでいただきました。4番は個人の方より、南小学校の音楽教材の充実ということで、デジタルピアノ1台をいただいております。それから5番でございますが、南小学校PTA会長様より校舎落成10周年記念ということで、大判プリンターをいただいております。それから20番から23番は、西村駿一様より油彩画3点と枕屏風1点をいただいております。以上でございます。

福島委員長 委員の皆さん、ご質問がありましたらお願いします。

福島委員長 西村さんは、別府市美術館の館長ですか。

生涯学習課長 はい。

福島委員長 絵は(全て、寄附をした別府市美術館長)ご自身が描かれたものですか。

**生涯学習課長** いいえ、別紙資料の①・②がご自身の作品です。

**明 石 委 員** 芸術品というのは物凄く価値観が違うから、ちゃんとした第三者に評価 してもらって決めた方がいいという気もしなくはないですね。ずっと預か らないといけないですからね。 **福島委員長** 寄附されたものは捨てたらいけないんでしょう。ずっと持ち続けないといけないんですか。

明石委員 普通はそうですね、善意でいただいたものだから。

**生涯学習課長** 美術品については、いただいたものを廃棄したという事例がございません のでわかりませんが、寄附でいただいたものをこちらの都合で廃棄すると いうことは考えておりません。

福島委員長 そうすると、収蔵庫とかをそれがために造っていかないといけなくなりますね。

**生涯学習課長** 温度湿度の関係で必ず収蔵庫の中で保管しなければいけない高価な作品 と、ある程度の湿度が保たれていれば大丈夫な油絵がございますので、何 が何でも全てを収蔵庫に入れる必要はないですけれども、いずれ作品が貯まってきますと収蔵スペースの確保の問題が出てまいります。

福島委員長 話は少し飛びますが、フランスのルーブル美術館はセーヌ川の側にあるんですよ。セーヌ川はちょっと雨が降ったら氾濫するので、地下の収蔵庫が水没しかかっているんですね。そこで、各地に物凄く大きな収蔵庫をたくさん造っています。実際に見たけど、美術館と同じくらいの大きさの収蔵庫を造って(収蔵品の)移転計画を進めています。そのくらいの(価値がある)宝物ならいいですけど、捨てられないとなると(保管をどうするかですね)。

明石委員 寄附していただけるのはありがたいですけど、(美術品の) 寄附を受けるときは、やっぱり第三者の評価を得て、これは寄附を受けて所蔵するに値すると。それで、美術館で年一回展示して市民に公開する価値が十分にありますよという、評価をもらうようなシステムを作った方がいい気がするんですね。

生涯学習課長 今は、別紙資料の末尾についています芸術家年鑑や美術大鑑で、作家の1号あたりの単価が出ておりますので、評価は(別府市美術館)学芸員がやっております。ですが、明石委員がおっしゃったように、専門家の方に入っていただいて収蔵品の検討委員会などでどのような収集計画を立ててどの作品の寄附を受けるかということを決めていくことが一番望ましいですけれども、そのような委員会がないので、先ほど申し上げたとおりのやり方で学芸員が評価額を決めているのが現状です。

**明石委員** 作品の意義というのがあるじゃないですか。この絵はこういう題材でこういう意味があるとかの解説文が(別紙資料に)あるとありがたいなと。

**福島委員長** 《山羊》という絵は見ればわかりますけど、2つの《ふるさと》という絵は見ただけじゃわからないですからね。

**小野委員** (《ふるさと 2012-1》と《ふるさと 2014 I》は)どう違うのかわ からないです。

髙橋委員 色が違うくらいですね。

**福島委員長** 例えば、14 ページ一覧表 2 番の DVD プレーヤーとかは、壊れたら捨てるんですよね。

**髙橋委員** (メーカーからの) 配給年数がありますからね。

**明石委員** 一覧表3番の熱中症対策キットというのは、どんなものですか。教育委員 会が寄附を受けてから、どこに置いているんですか。

**教育総務課長** 手提げ鞄程度の大きさの入れ物に、冷却剤などの小物が入っています。

明石委員冷やす道具ですか。

**小野委員** 工事現場とかに持ってきて、緊急時に対応する携帯用ですね。

明石委員 保管しているのはどこですか。中学校とかに置くのかと思って。

**教育総務課長** 寄附を受けたのは 10 セットで、一か所に保管しています。別府市内の学校全体に配布しようと思ったのですが、数が足りないので、危機管理課と相談しながら必要な部分で使われるように預かっております。

明石委員 本当に必要ならね、これを機会に各学校で揃えるとか。今、熱中症って物 凄く問題になっているから、運動会の時に倒れたりするじゃないですか。 その対策として、(熱中症対策キットを)各学校で配布するという話があ るのかなと思って聞いたんですけど。

**教育総務課長** 今は、いただいたところで、そこからはまだ進んでいません。

**福島委員長** 一度検証してみて、(熱中症対策キットが) 非常によかったら、予算化して各学校に置くとかですね。是非とも、(各学校への配布についての) 提唱まで含めてやってください。 報告事項(1)はこれでよろしいですか

#### ※全委員了承

# ◎ 報告事項(2)

**福島委員長** 報告事項(2)報告第8号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、お願いいたします。

学校教育課長 報告第8号 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、報告いたします。

19 ページの改正理由をご覧ください。幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成10年6月17日文部大臣裁定)第3条第3項の規定に基づく補助限 度額等の通知により、保育料補助限度額を改訂することに伴い、要綱を改 正しようとするものでございます。20ページからの新旧対照表をご覧く ださい。子ども・子育て支援制度の実施に伴い、新制度へ移行する私立幼 稚園は、施設型給付として国から運営費を給付されます。第1条では、現 行では「私立幼稚園の」となっておりますが、改正案では「子ども・子育 て支援制度に移行しない私立幼稚園」となっております。つまり、新制度 に移行する私立幼稚園は施設型給付による補助ですが、移行しない私立幼 稚園につきましては就園奨励費補助金によって補助をするということで あります。第1条、第2条はそれを意味したものでございます。21ペー ジの別表第1をご覧ください。表の区分2と3につきましては、それぞれ 補助限度額が改正されております。例えば、現行案では199,200円である ものが改正案では 272,000 円、253,000 円が 290,000 円と、補助限度額が 増額されております。この補助限度額は、1世帯の補助対象の内の最年長 者か、2人目か、3人目以降かで違います。それから、区分4をご覧くだ さい。現行では扶養親族の数も関係して所得割課税額によって補助限度額 が変わっておりますけれども、改正案ではそれに関係なく所得割課税額に 応じて補助限度額が決まってまいります。22ページの区分5もそれと同 じ改正案でございます。23ページをご覧ください。備考第5項ですけれ ども、現行案では「次のいずれかに該当する者」として、(1)保育所、 認定子ども園、特別支援学校幼稚部又は情緒障害児短期治療施設通所部に 通う就学前児童、(2)児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する 就学前児童を「兄又は姉とみなす」としていますが、改正案ではそれを一 つにまとめ、更に追加しています。具体的には、「幼稚園」、それから「特 例保育若しくは家庭的保育事業等を利用する就学的児童」を追加し、それ らも含めて「兄又は姉とみなしてこの表(別表第1)を適用する。」とし ています。それから、別表第2につきましても同様ですが、別表第2は小 学校3年生までの兄又は姉がいる場合の補助限度額の改正でございます。 以上でございます。

福島委員長 何かご質問がありましたらどうぞ。

明石委員 第3子以降は、(補助限度額が)変わらないんですね。双子とか三つ子と かの場合は。

**学校教育課長** 双子の場合は、どちらかが第1子となりますので、もう一人は第2子の補助限度額となります。

明石委員 第3子と第4子が双子の場合は。

**学校教育課長** どちらも第3子以降となりますので、全て同じ補助限度額になります。

福島委員長 どういう人に(補助金が)出るんですか。全ての人に(補助金が)出るん

ですか。

学校教育課長 別表の区分のところにございますが、例えば当該年度に市町村民税が非課税となる世帯では、第1子に対して272,000円が補助限度額として支払われます。

**明 石 委 員** 第1子、第2子、第3子以降で補助限度額がそれぞれ違うのはどうしてですか。(別表第1では)第1子が272,000円、第2子が290,000円、第3子以降が308,000円と補助限度額が上がっていますけど。

学校教育課長 多子世帯への補助のためです。私立幼稚園就園奨励費補助金の趣旨の一つでもあります。

福島委員長 報告事項(2)はよろしいですか。

※全委員了承

#### ◎ 報告事項(3)

**福島委員長** 報告事項(3)報告第9号 一時帰国子女及び外国人の幼・小・中学校体験入学(園)実施要綱の一部改正について、お願いします。

学校教育課長 報告第9号 一時帰国子女及び外国人の幼・小・中学校体験入学(園)実施要綱の一部改正について、報告いたします。

28 ページの改正理由をご覧ください。これも、子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園保育料は月の途中で入退園が生じた場合、日割り計算することに伴い、要綱を改めようとするものであります。要綱では幼・小・中学校とございますけれども、今回は幼稚園の保育料に関する改訂でございます。29 ページの新旧対照表をご覧ください。第4項3について、改正後は「幼稚園の保育料は月額とする。ただし、申請期間が一月未満の場合、申請期間が二月または三月にまたがり期間の始期及び終期が月の途中である場合は、その月は日割り計算とする。」となります。つまり、先ほど申しましたとおり、幼稚園の保育料が月の途中で入退園する場合は日割り計算になりますので、体験入園につきましても日割り計算とするという一部改正でございます。以上です。

福島委員長 何かご質問がありましたらどうぞ。

**小野委員** 体験入学というのは、どれくらいの期間までが体験入学になるんですか。

**学校教育課長** 期間による決まりはなくて、いずれ外国に戻るなどの事情で、○月○日から○月○日まで体験入学したいという旨の、体験入学申請書を提出していただきます。

**小野委員** 短い体験入学というのはわかるんですけど、長い体験入学で1年とかになる場合はあるのでしょうか。

学校教育課長 それだけ長い期間はありません。

**寺岡教育長** 1週間とか3週間とか、そういう場合がありますね。

福島委員長 (体験入学の) 実例は、1年で何人くらいあるんですか。

**学校教育課長** 幼稚園、小学校を併せて、数名ございます。

**明石委員** わざわざ体験入学(園)の要綱で改正しなくてもいいんじゃないですか。 普通、1か月未満(の入園)なら日割り計算しますよということであれば。

学校教育課長 幼稚園保育料については既に要綱を改正しており、以前の教育委員会で報告させていただいたと思います。

**福島委員長** 日割り計算に一部改正するというのは、これまで(1か月未満でも)月単位でもらっていた保育料を日割り計算にするということですね。

学校教育課長 そういうことです。

**福島委員長** (体験入学の) 実例があるのでしたら、そういうことでよろしいですか。 報告事項(3) については、よろしいでしょうか。

#### ※全委員了承

# ◎ 閉会

**福島委員長** 今日の日程は全て終わりました。これをもちまして、平成 27 年 5 月の定 例教育委員会を閉会いたします。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上、作成しています。

平成 年 月 日

委員長

委員